

長崎県中学校総合体育大会開催基準

1 目的

長崎県中学校総合体育大会(以下「大会」という)は、中学校教育の一環として中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、体育の振興とスポーツの正常な発達、ならびに技能の向上とアマチュア精神の高揚を図り、心身ともに健全な中学校生徒を育成するとともに、中学校生徒相互の親睦を図るものである。また、大会の運営を円滑に実施するため、関係各競技団体ならびに関係機関および団体と緊密な連絡をとる。

2 主催

長崎県中学校体育連盟 長崎県教育委員会 開催地教育委員会

3 後援

長崎県中学校校長会 (公財)長崎県体育協会

4 主管

開催地中学校体育連盟 開催地中学校校長会 開催地体育協会

5 開催競技

陸上競技、水泳競技、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、軟式野球、体操競技・新体操、バレーボール、ソフトテニス、卓球、バドミントン、ソフトボール、柔道、剣道、相撲、駅伝、ラグビーフットボール、空手道、テニスの19競技とする。

6 開催期日

大会は、夏季大会を7月下旬、秋季大会を11月上旬～中旬に開催することを原則とする。

7 会場・主管

- (1) 長崎県下16郡市町を北・中・南地区に分け、会場および主管を3地区で振り分けることを原則とする。
- (2) 陸上競技については、会場を長崎、諫早各陸上競技場を持ち回りとし、主管は2市(長崎市、諫早市)中体連を輪番にあてるものとする。但し、「全中標準記録突破大会での公認記録は、トラック競技は写真判定とする。風力計測はデジタル風速計を使用する。」となっており、長崎市にその設備が整っていない。よって、設備が整うまでは、会場をトランスコスモススタジアム長崎とし、主管を(諫早市)中体連とする。
- (3) 水泳競技については、当分の間会場を長崎市(長崎市民総合プール)に固定し、主管は長崎市中体連とする。
- (4) 駅伝については、会場を諫早市(トランスコスモススタジアム長崎)に固定し、主管は、(諫早市)、(西海市・西彼杵郡)、(雲仙市・南島原市)中体連を輪番にあてるものとする。
- (5) 陸上競技・水泳競技・駅伝ともに主管地以外に各郡市町より実情に応じた派遣審判員を出すものとする。派遣審判員の旅費については、派遣する郡市町または学校が負担するものとし、その割り当て等については別に定める。

8 参加資格

- (1) 参加者は、各郡市町中学校体育連盟加盟の学校に在学し、当該競技要項により県大会参加資格を得たチームまたは個人とする。
- (2) チームの編成は、一校単位で組織されたものとする。
- (3) 個人戦は(1)項の個人戦大会より選抜されたものとする。
- (4) 引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員(学校教育法施行規則第78条の2に示されている者。以下同じ。)とする。コーチまたはマネージャーのいずれかについては学校長の認めたものとする。但し、当該校外の中学校教職員はコーチ・マネージャーにはなれない(体操は除く)。マネージャーについては生徒でもよい。
- (5) 引率者、監督、部活動指導員、外部指導者(コーチ)等は、部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により、任命権者又は学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとしている。校長はこの点を確認して、大会申込書を作成する。なお、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていないこととする。
- (6) 参加資格の特例
県中体連会長が、別に定める複数校合同チーム編成規定に適合すると認めた場合、合同チームでの参加を認める。

9 参加制限

- (1) 団体競技及び個人競技の参加数は、別表のとおりとする。
- (2) 参加制限の変更については、5年間変更しない。(支障がある場合①4年目に検討 ②5年目周知及び準備期間 ③6年目より実施) (平成28年度より新基準開始)
- (3) 同一会期の二重登録は認めない。

10 大会実施要項の作成と配布

- (1) 大会実施要項は、県中体連評議員会および理事会で審議し、評議員会で決定する。
- (2) 各競技実施要項は、専門委員会で作成したものを県中体連評議員会および理事会で審議し、評議員会で決定する。
- (3) 大会プログラム(総合・陸上競技・水泳競技・駅伝)は、事務局で一括印刷し配布する。

11 大会役員

前年度の要項により、開催地中体連と開催地中学校校長会の意見を聞き、事務局で決定する。

12 参加申込

- (1) 大会要項規定により参加資格を得たチームおよび個人は、所定の参加申込書に当該校長の承諾を得、郡市町中体連会長を経て県中体連会長に提出する。
- (2) 大会参加料は、各郡市町中体連が一括して県中体連事務局へ振り込むこと。

13 参加料

参加生徒一人あたり500円とする。原則として入金後の返金はしない。

14 表彰

- (1) 競技種目別、団体競技は3位まで(但し駅伝は6位)、個人は3位までを表彰する。
- (2) 陸上競技・水泳競技は新記録賞を与える。
- (3) 駅伝は、区間賞・区間新記録賞を与える。

15 組合せ

組合せ抽選は、代理抽選とし、各郡市町代表・専門委員にて厳正に行う。なお、抽選方法については、別途申し合わせ事項による。

16 大会経費

大会の経費については、補助金ならびに参加料等をもってあてる。

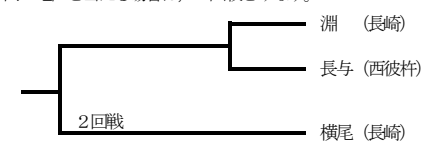
17 開催競技の新設および中止

- (1) 新設は、2地区以上の申し込みがあり、別に定める条件を満している場合とする。
- (2) 中止は、出場チームが1地区になった場合とする。

18 その他

- (1) 九州大会出場については、県大会が未実施の競技であっても九州大会で上位が見込めるチームまたは個人は、推薦により出場することができる。
- (2) 全国大会冬季種目の出場については、全国大会に出場するだけの技量があると認められるチームまたは個人については、推薦により出場することができる。

※ 抽選方法について(申し合わせ事項 H12年度より※H25年度改訂)

- (1) フリー抽選を基本とする。
シードするときは、団体上位4以内・個人上位8以内とする。その時、原則として県中体連選抜新人大会(新人大会をしない競技は、前年度大会)を参考資料とする。
ただし、それ以外の大会で県下最低競技レベルを見ることができれば、競技団体の行った大会のものも参考にしてもよい。
 - (2) 初回戦で、同一地区は当たらないようにする。
リーグ戦についても、同じ初回戦とみなす。
シードされているチームが初回に同一地区と当たる場合は、2回戦とみなす。
- 
- (3) 2チーム出場の地区は二つの山に分ける。3チーム以上出場の地区は上位1・2代表を二つの山に分け、残りのチームはフリー抽選とする。
 - (4) 詳細については、各専門部の申し合わせ事項による。